

雪堆積場民間排雪車両に対する新たな計測手法検討業務

提案説明書

令和7年（2025年）7月

札幌市建設局土木部雪対策室

<提案説明書>

1. 業務名

雪堆積場民間排雪車両に対する新たな計測手法検討業務

2. 本説明書の趣旨

本説明書は、「雪堆積場民間排雪車両に対する新たな計測手法検討業務」（以下、「本業務」という。）の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3. 業務目的

札幌市が管理する雪堆積場は、雪を搬入する車両（以下、「排雪車両」という。）を独自の車種区分に基づいて台数を計測し、区分毎に設定した換算量を乗じることで総搬入量を計算している。

雪堆積場は、公共排雪作業の排雪車両（以下、「公共排雪車両」という。）のみを受入れる公共専用雪堆積場と、公共排雪車両に加えて、市民や民間排雪事業者などが各々の排雪作業で使用する排雪車両（以下、「民間排雪車両」という。）の受入れも行う一般受入雪堆積場の2種類に分類される。

現在、実施している雪堆積場における排雪車両台数の計測方法について、公共排雪車両は運転手がRF タグを搭載したカード（以下、「運搬排雪カード」という。）を携行し、雪堆積場に設置した読取り機器（以下、「RFID 認証装置」という。）で運搬排雪カードの情報を読取ることによって計測している。民間排雪車両は、夜間開設箇所、24 時間開設箇所及び大規模な日中開設箇所ではレーザーセンサーで車両に積載された雪の体積を測定することによって計測しており、小規模な日中開設箇所では人力による手計数で計測している。

また、札幌市では、RFID 認証装置およびレーザーセンサーで計測した排雪車両の台数をクラウド上で集計する雪堆積場等ダンプ台数自動集計システム（以下、「集計システム」という。）によりリアルタイムで執行管理を行っている。

一般受入雪堆積場のうち小規模な日中開設箇所においては、設置撤去にかかる費用や維持管理といった運用費用などの観点からレーザーセンサーの導入には至っておらず、集計システムでの執行管理はできていない状況である。

さらに、現行のレーザーセンサーは導入から20年以上経過しており、老朽化による故障や主要機器の生産終了という面から今後の安定運用には課題を抱えているところである。

本業務は、現行の民間排雪車両の計測におけるこれらの課題解決を目的として、AI 技術（画像解析等）やセンシング技術などといったICTを活用した新たな民間排雪車両の台数計測手法を開発・検証するものである。

4. 業務内容

調達仕様書のとおり

5. 企画提案を求める事項

「4. 業務内容」について企画提案を募集する。企画提案は、A4版で最大30ページ（表紙及び目次は除く。）の書類（企画提案書）にまとめて提出すること。

（1）提案内容

下表の内容について記載すること。

項 目	記載事項等
1) プロジェクト管理	・実施体制表に記載のある責任者等の職務経歴、携わった札幌市、国又は地方公共団体が発注したICT、情報システム等に関する業務の履行実績の有無 ・各項目間の関係等を整理して設定した検討スケジュール ・各項目と役割分担や品質管理、課題管理、リスク管理を行う体制を整理した実施体制 ※ やむを得ない事情により本業務の一部を委託する場合は、その旨を実施体制表に記載すること。
2) 民間排雪車両の計測手法の検討	・計測手法（用いる技術） ・排雪車両計測の仕組み ・機器の型番、仕様（スペック等）、特徴 ・形状、素材、耐久性、耐環境性能 ・設置・撤去、給電方法 ・計測情報の確認方法 ・計測情報の出力形式等 ・拡張性と将来性 ・その他追加提案 ※ 図などを用いて具体的に記載すること。
3) システム設計および構築	・システムを持続的に稼働・運用するためのコスト削減に向けた工夫 ・システム利用者の利便性向上や省力化につながるシステムの工夫 ・システム・通信エラー時の対応方法 ・計測精度を高める工夫 ・機器構成図（令和7年度ではシリアル通信により集計システムとの連携を確認できる構成とすること） ・信頼性、可用性に関する事項 ・セキュリティ対策 ・本業務の参考見積金額 ※ クラウドサービスなどを利用する場合、通信能力やサーバ契約容量、仕様について具体的に記載すること。
4) 実証・検証計画	・検証項目及び検証方法 ・機器などの想定配置図 ・実施スケジュール ・想定される課題の抽出とその対応方法
5) 運用保守	実運用時に以下の業務を担う体制・計画を示すこと ・ユーザー問合せ対応（問合せ受付方法（例：メール、電話、チャット等）、対応時間の目安、対応を委託する場合は、その関係性、責任分担を明確にすること） ・障害対応（切り分け・復旧の対応方法、対応時間や解決時間の目安、対応を委託する場合は、その関係性、責任分担を明確にすること）

6) 次年度以降の業務提案	・次年度以降の業務について、調達仕様書「6. 想定スケジュール」に記載の【次年度以降の事業実施見込み】および【次年度以降の事業内容見込み】を踏まえて、各年度の実施内容を提案すること。 ・次年度の機能追加開発に必要な費用の参考見積金額
---------------	---

6. 提案の上限額

本業務の委託費は 26,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、令和 8 年度以降も事業の継続を予定しているが、令和 8 年度以降の業務については、業務の仕様や性質に応じた適切な契約方法により契約を行う予定。

ただし、市議会での議決を経て各年度予算が成立することが契約締結の条件となる。

7. 履行期間

契約締結の日から令和 8 年(2026 年) 6 月 3 0 日まで

8. 企画提案書の作成に係る留意事項

【全般的な留意事項】

- (1) 企画提案書は、契約候補者を決定するための評価対象となることから、企画内容を評価しやすいよう、具体的にわかりやすく記述すること。
- (2) わかりやすい説明に努めること。また、専門用語等の一般的に用いられない用語を使用する場合は、脚注を用いる等、その意味がわかるようにすること。
- (3) 提案内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。提案書に記載した内容は、全て提案価格で実現できるものとみなす。
- (4) 具体性が伴わない、根拠のない実現性を示した提案については、評価が低くなるため留意すること。
- (5) 見積書については、令和 7 年度の開発、実験、検証経費、令和 8 年度の開発、実験、検証経費、令和 9 年度の導入までの開発費、導入後の運用保守経費をそれぞれ年度ごとに分けたものとし、積算根拠として内訳書を添付すること。なお、令和 8 年度以降の開発、導入、運用保守に関する経費については、本業務における提案上限額を踏まえ、令和 8 年度以降の事業継続のための適切な経費を見積もりすること。
- (6) 当該見積書は、企画提案書が選定された事業者との契約額を確定するものではない。

【企画提案書の体裁】

- (1) 表紙をつけ、表題として「雪堆積場民間排雪車両に対する新たな計測手法検討業務提案書」と記載すること。
- (2) 企画提案書は A 4 判（縦・横不問）、両面印刷で最大 30 ページ（表紙及び目次は除く。）とし、ページの通し番号を付すこと。なお、30 ページを超えた場合は評価点数が減点となるので留意すること。やむを得ず A 3 判の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、ファイル折りすること。なお、A 3 判用紙 1 枚は、A 4 判用紙 2 ページ分として取り扱う。
- (3) 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- (4) 文字サイズ 10 ポイント以上とすること。（図表等は必ずしもこの限りではない。）
- (5) 提案内容をわかりやすくするために、視覚的表現（写真、イラスト、イメージ図等）を使用する場合、説明は必ず文章で記載すること。なお、使用する個々の視覚的表現は、それぞれ 1 ページ以内に収めること。

【正本と副本】

- (1) 正本にのみ表紙に、提案事業者名、所在地、代表者、総括責任者氏名、電話番号及びメールアドレスを記載し、札幌市競争入札参加資格者名簿の登録申請に使用した印鑑を押印すること。
- (2) 審査の公正を期するため、副本には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画提案者を特定できるものを記載してはならない。
- (3) 副本は、製本せずに、書類をクリップ等で留めること。

【業務実施体制】

- (1) 総括責任者や各部門の主担当者の氏名・所在地（主な勤務場所）、開発に携わる技術担当者人数を記載すること。（副本には、氏名が特定できないように記載し、所在地は記載しないこと。）
- (2) 本業務の一部を委託する場合は、委託する法人名・所在地・委託する業務範囲、役割分担及び委託が必要な理由を記載すること。（副本には、法人名が特定できないように記載し、所在地は記載しないこと。）
※ なお、責任者、業務管理者等の管理職に相当するスタッフの再委託は認めない。

【見積書の作成】

- (1) 見積書はその根拠が把握できるように、職種別人数、機器類の調達・保守など詳細に記載すること。
ア 本業務を実施するために必要な一切の経費を含むとともに、企画提案により付加された機能など、仕様書に記載はないが、実施が効果的と認められる事項を行う場合においても、本見積額に含めることとする。
イ 本業務の内容には含まれないが、令和８年度以降に実施見込みの事業内容（調達仕様書「６．想定スケジュール」）について提案し、また、想定される開発経費、導入経費及び運用保守経費等について年度ごとの参考見積を提出すること。
参考見積の項目例は以下のとおり。
 - ・ 工程調整・工程管理
 - ・ システム改修（改良）・構築
 - ・ 資材費
 - ・ 機器製作
 - ・ 機器・設備の設置工事、撤去工事
 - ・ システム設定・調整
 - ・ システム運用費
 - ・ 保守管理費（障害対応、定期点検等）
 - ・ 報告書作成
 - など

９．参加者の資格要件

この企画提案に応募する事業者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単

独での入札参加を希望していないこと。

- (5) 令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿における本店又は支店等の所在地が札幌市内であること。

10. 一般事項（提出方法等）

(1) 提出書類

【正本】1部

① 参加意向申出書（様式第1号）

（添付書類）

ア 同種業務等実績書（様式第2号）

イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

ウ 競争参加資格認定通知書の写し

② 企画提案書

※ 別添「調達仕様書」を熟読の上作成すること。

※ 提案書として提出する資料の電子媒体（DVD、CD等）を1部提出すること。

なお、ファイル共有サービス等の利用を希望する場合は、(3)に記載の提出先担当課と事前に調整の上、提出方法を決定すること。

【副本】13部

上記②の企画提案書

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は特定記録によること。

(3) 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎8階北側

札幌市 建設局 土木部 雪対策室 計画課

電話 011-211-2682 Fax 011-218-5141

(4) 提出期限

提出書類	提出期限
参加意向申出書（添付書類含む）	令和7年7月22日17時まで
企画提案書（正本・副本）	令和7年7月29日17時まで

※持参による提出は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時～17時

(5) 著作権等に関する事項

- ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。
- イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。
- ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。
- エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(6) 無効の取扱い

下記の内容を含む提案は、評価対象外とするので留意すること。

- ・ 見積金額が提案上限金額を超えている場合
- ・ 責任者、業務管理者等の管理職に相当するスタッフを再委託する場合

(7) その他

- ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

11. 質疑一般事項（提出方法等）

(1) 質問の受付期限

令和7年7月22日（火） 17時必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問書（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記16の連絡先まで持参又はFAXにより提出すること。

※持参による提出は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9～17時

(3) 回答方法

質問に対する回答は、札幌市雪対策室のホームページで随時掲載する。

12. 契約候補者の選定方法

(1) 企画提案の審査

企画提案は、関係機関及び札幌市の関係部局の職員等からなる「雪堆積場民間排雪車両に対する新たな計測手法検討業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という）において審査し、総合的に最も優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

「9. 参加者の資格要件」を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。なお、参加者が5社（者）以下の場合は、一次審査を省略することとする。

(ア)「10. (6) 無効の取扱い」に該当する提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ)一次審査通過の企画提案は5件程度とする。

(ウ)一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

(ア)出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の総括責任者を基本とする。

(イ)プレゼンテーションは、30分程度（説明20分・質疑10分）とする。

(ウ)説明については、提出済みの書類について行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。

(エ)企画提案書の内容についてパワーポイントを使用して説明することも可能とする。ただし、説明内容が企画提案書から逸脱する場合には減点とする。

※担当部局において、パワーポイント（MS-office PowerPoint2013）がインストールされたノートパソコン、スクリーン、プロジェクターを用意する。

(2) 審査基準
下表のとおり

【一次審査（書類審査）】

審査項目	審査の視点	評価点					配点
1) 業務遂行能力に関する事	・ I C T、情報システム等に関する十分な実績があり、経験およびノウハウを活かした適切な人員配置が予定されているか。	5	4	3	2	1	10 点
	・ 本業務が適切かつ円滑に遂行できるスケジュールとなっているか。	5	4	3	2	1	
2) 民間排雪車両の計測手法に関する事	・ 雪堆積場の現場特性、計測対象となる排雪車両を十分に把握したうえで、かつ、調達仕様書『排雪車両を計測するための機器等を検討する際のポイント』を踏まえて、用いる手法（技術）を提案しているか。	10	8	6	4	2	50 点
	・ 提案内容は業務目的に合致したものであり、実現性・具体性があるか。	10	8	6	4	2	
	・ 排雪車両の計測に関して高い精度を有しているか。	10	8	6	4	2	
	・ 運用期間における計測精度の向上などに関する提案があるか。	10	8	6	4	2	
	・ 提案された計測手法の導入が費用対効果の高いものとなっており、持続的な稼働（運用）が可能な運用費用となっているか。	10	8	6	4	2	
3) システム全体に関する事	・ 計測に用いる機器等は、安定的な稼働に必要な機能や性能を備えているか。	10	8	6	4	2	20 点
	・ 機器等の製作・導入に係る費用が安価か。	10	8	6	4	2	
	・ 維持管理のしやすさ、開発・設置・撤去等の初期費用、運用費用、維持管理費用及び更新費用などを含めた経済性が考慮されているか。	10	8	6	4	2	
	・ システム、通信エラー時や誤計測時の対応が適正か。	5	4	3	2	1	
4) プログラムの設計および開発に関する事	・ 提案された工夫が有効であり、かつ、実現性・具体性があるか。	5	4	3	2	1	10 点
	・ 将来的に導入を進めた場合の負荷を想定しているか。	5	4	3	2	1	
5) システム構築に関する事	・ 業務目的を達成するために必要な機能や性能を備えているか。	10	8	6	4	2	10 点
6) 実証実験に関する事	・ 実運用を想定し、実際の現場環境を考慮した計画となっているか。	5	4	3	2	1	20 点
	・ システムを安定的に稼働するために必要な性能（データ送受信・プログラム処理・記録容量など）を備えているか。	5	4	3	2	1	
	・ セキュリティ、信頼性、可用性に問題はないか。	5	4	3	2	1	
6) 実証実験に関する事	・ 機器などの配置想定について、検証フィールドの条件を考慮し、かつ、十分な検証に足る計画となっているか。	10	8	6	4	2	20 点
	・ 実施内容が明確であり、かつ、実現性・具体性があるか。	10	8	6	4	2	
	・ 業務目的を達成するために適正な実施スケジュールが計画されているか。	10	8	6	4	2	

7) 判定結果、機器の安定性や耐環境性能等の検証に関すること	・ 検証項目、検証方法、検証期間などが適切か。 ・ 想定される課題の抽出とその対応方法について、解決に向けた提案が有効であり、かつ、実現性・具体性があるか。	10	8	6	4	2	10 点
8) 次年度以降の業務提案に関すること	<システム改良> ・ 実運用開始年度（令和 9 年度）に現行のレーザーセンサーを使用する雪堆積場全箇所への導入を行うために、計画的な想定がなされた提案となっているか。 ・ 想定される課題の抽出とその対応方法について、解決に向けた提案が有効であり、かつ、実現性・具体性があるか。 ・ 追加予定の機能開発に係る費用が安価か。	10	8	6	4	2	50 点
	<機器製作> ・ 実運用開始年度（令和 9 年度）に現行のレーザーセンサーを使用する雪堆積場全箇所において、計測手法が稼働するために必要な性能を有するものであるか。 ・ 費用対効果の高いものとなっており、持続的な稼働（運用）が可能な導入費用となっているか。	10	8	6	4	2	
	<機器・設備の設置および撤去> ・ 実証実験年度（令和 7 年度・8 年度）と実運用年度（令和 9 年度以降）のそれぞれについて、条件に応じた資材費、設備の設置撤去費の想定がされているか。 ・ 費用対効果の高いものとなっており、持続的な稼働（運用）が可能な導入費用となっているか。	10	8	6	4	2	
	<運用> ・ 計測手法の安定稼働のために、適切な運用計画が提案されているか。 ・ システムを安定的に稼働するために必要な性能（データ送受信・プログラム処理・記録容量など）を備えているか。 ・ システム、通信エラー時や誤計測時の対応が適正か。 ・ セキュリティ、信頼性、可用性に問題はないか。	10	8	6	4	2	
	<保守管理> ・ 運用期間における障害や不具合発生時の対応など、安定した稼働を実現するための取り組みや体制の確保が提案されているか。	10	8	6	4	2	
9) その他 （減点項目）	・ 提案書のページが 30 ページを超える ・ 提案書に記載すべき事項が不足している ・ 本提案説明書に記載する禁止事項や留意事項を遵守していない						各項目 -2 点
合計（委員 1 人当たり）							180 点

【二次審査（プレゼンテーション）】

審査項目	審査の視点	評価点					配点
1) 業務遂行能力に関する事	・ I C T、情報システム等に関する十分な実績があり、経験およびノウハウを活かした適切な人員配置が予定されているか。	5	4	3	2	1	10 点
	・ 本業務が適切かつ円滑に遂行できるスケジュールとなっているか。	5	4	3	2	1	
2) 民間排雪車両の計測手法に関する事	・ 雪堆積場の現場特性、計測対象となる排雪車両を十分に把握したうえで、かつ、調達仕様書『排雪車両を計測するための機器等を検討する際のポイント』を踏まえて、用いる手法（技術）を提案しているか。	10	8	6	4	2	50 点
	・ 提案内容は業務目的に合致したものであり、実現性・具体性があるか。	10	8	6	4	2	
	・ 排雪車両の計測に関して高い精度を有しているか。	10	8	6	4	2	
	・ 運用期間における計測精度の向上などに関する提案があるか。	10	8	6	4	2	
	・ 提案された計測手法の導入が費用対効果の高いものとなっており、持続的な稼働（運用）が可能な運用費用となっているか。	10	8	6	4	2	
3) システム全体に関する事	・ 計測に用いる機器等は、安定的な稼働に必要な機能や性能を備えているか。	10	8	6	4	2	20 点
	・ 機器等の製作・導入に係る費用が安価か。	10	8	6	4	2	
	・ 維持管理のしやすさ、開発・設置・撤去等の初期費用、運用費用、維持管理費用及び更新費用などを含めた経済性が考慮されているか。	10	8	6	4	2	
	・ システム、通信エラー時や誤計測時の対応が適正か。	5	4	3	2	1	
	・ 提案された工夫が有効であり、かつ、実現性・具体性があるか。	5	4	3	2	1	10 点
	・ 将来的に導入を進めた場合の負荷を想定しているか。	5	4	3	2	1	
4) プログラムの設計および開発に関する事	・ 業務目的を達成するために必要な機能や性能を備えているか。	10	8	6	4	2	10 点
5) システム構築に関する事	・ 実運用を想定し、実際の現場環境を考慮した計画となっているか。	5	4	3	2	1	10 点
	・ システムを安定的に稼働するために必要な性能（データ送受信・プログラム処理・記録容量など）を備えているか。	5	4	3	2	1	
	・ セキュリティ、信頼性、可用性に問題はないか。	5	4	3	2	1	
6) 実証実験に関する事	・ 機器などの配置想定について、検証フィールドの条件を考慮し、かつ、十分な検証に足る計画となっているか。	10	8	6	4	2	20 点
	・ 実施内容が明確であり、かつ、実現性・具体性があるか。	10	8	6	4	2	
	・ 業務目的を達成するために適正な実施スケジュールが計画されているか。	10	8	6	4	2	
7) 判定結果、機器の安定性や耐環境性能等の検証に関する事	・ 検証項目、検証方法、検証期間などが適切か。	10	8	6	4	2	10 点
	・ 想定される課題の抽出とその対応方法について、解決に向けた提案が有効であり、かつ、実現性・具体性があるか。						

8) 次年度以降の業務提案に関すること	<システム改良> ・ 実運用開始年度（令和9年度）に現行のレーザーセンサーを使用する雪堆積場全箇所への導入を行うために、計画的な想定がなされた提案となっているか。 ・ 想定される課題の抽出とその対応方法について、解決に向けた提案が有効であり、かつ、実現性・具体性があるか。 ・ 追加予定の機能開発に係る費用が安価か。	10	8	6	4	2	50 点
	<機器製作> ・ 実運用開始年度（令和9年度）に現行のレーザーセンサーを使用する雪堆積場全箇所において、計測手法が稼働するために必要な性能を有するものであるか。 ・ 費用対効果の高いものとなっており、持続的な稼働（運用）が可能な導入費用となっているか。	10	8	6	4	2	
	<機器・設備の設置および撤去> ・ 実証実験年度（令和7年度・8年度）と実運用年度（令和9年度以降）のそれぞれについて、条件に応じた資材費、設備の設置撤去費の想定がされているか。 ・ 費用対効果の高いものとなっており、持続的な稼働（運用）が可能な導入費用となっているか。	10	8	6	4	2	
	<運用> ・ 計測手法の安定稼働のために、適切な運用計画が提案されているか。 ・ システムを安定的に稼働するために必要な性能（データ送受信・プログラム処理・記録容量など）を備えているか。 ・ システム、通信エラー時や誤計測時の対応が適正か。 ・ セキュリティ、信頼性、可用性に問題はないか。	10	8	6	4	2	
	<保守管理> ・ 運用期間における障害や不具合発生時の対応など、安定した稼働を実現するための取組みや体制の確保が提案されているか。	10	8	6	4	2	
9) プレゼンテーション	・ 企画提案書の内容を補完した十分な説明が行われ、取組意欲が強く感じられるか。	10	8	6	4	2	20 点
	・ 委員からの質問や意見に対して、的確・迅速に回答するなどの対応力があるか。	10	8	6	4	2	
10) その他 (減点項目)	・ 提案書のページが30ページを超える ・ 提案書に記載すべき事項が不足している ・ 本提案説明書に記載する禁止事項や留意事項を遵守していない						各項目 -2 点
合計（委員1人当たり）							200 点

採点の方法

委員は、提案に対し「１２．（２）審査基準」の各項目（審査の視点）について、下記のとおり採点する。なお、間の点数は認めない。

○評価点が 10 点満点の場合

特に優れている→10 点、優れている→8 点、普通→6 点、やや不十分→4 点、不十分→2 点

○評価点が 5 点満点の場合

特に優れている→5 点、優れている→4 点、普通→3 点、やや不十分→2 点、不十分→1 点

【採点基準】	評価点が 10 点満点の場合	評価点が 5 点満点の場合
特に優れている	10 点	5 点
優れている	8 点	4 点
普通	6 点	3 点
やや不十分	4 点	2 点
不十分	2 点	1 点

(3) 評価方法・最低基準点

委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。また、最低基準点を満点の6割とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

(4) 採点が同点の場合の取扱

同点の参加者が2社（者）以上あった場合には、委員会で協議のうえ選定する。

(5) 参加者が1社（者）であった場合

最低基準点（満点の6割）以上の場合に限り契約候補者として選定する。

(6) 審査結果通知

審査結果確定後（8月上旬予定）、速やかに参加者全員に通知する。

(7) 評価についての疑義の申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

13. 企画提案に係る手続き・スケジュール

(1) 手続き関係様式

様式を定めるものは以下のとおり。

様式第1号	参加意向申出書
様式第2号	同種業務等実績書
様式第3号	質問書

(2) スケジュール

内容	日程
質問の受付	令和7年7月22日（火）17時まで
参加意向申出書の受付 ※参加資格結果は個別に通知する	令和7年7月22日（火）17時まで
企画提案の受付	令和7年7月29日（火）17時まで
一次審査（書類審査）の実施	令和7年8月1日（金）を予定
二次審査（プレゼンテーション）の実施	令和7年8月7日（木）を予定
審査結果通知	二次審査実施後
契約手続き	審査結果通知後

1 4. 契約候補者との役務契約

- (1) 札幌市は、本件企画競争の審査結果により選定された契約候補者と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。
- (2) 契約候補者との協議が不調に終わった場合や、審査結果通知後に契約の相手方としてふさわしくないことが判明した場合は、評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。
- (3) 企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。（具体的な契約内容及び委託費の額は、契約候補者と札幌市との協議を通じて決定するものとする。）
- (4) 企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときには、契約の相手方としない。
- (5) 契約締結時点で、地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当した場合、入札参加資格停止措置を受けた場合又は暴力団関係者となった場合には、契約を締結しない場合がある。

1 5. 参考資料

「調達仕様書 7. 参考資料」に記載の企画提案書の作成に必要な資料は、下記 1 6 の場所にて閲覧可能（貸出及び複写は不可）とする。ただし、以下のものについては要望に応じて本市からデータ提供することとしているため、希望する場合は閲覧時に申し出ること。

- ・「調達仕様書 4. (3) 実証実験および検証」に記載の『想定配置図』を作成する際に使用する下図
- ・調達仕様書『排雪車両を計測するための機器等を検討する際のポイント』に記載の、実証実験（令和 7 年度、令和 8 年度）において本市が現場に用意する「計測機器の設置に係る支柱」に関する資料
- ・既存の車両集計システムとの連携条件について（通信規格など）

閲覧を希望する場合は、事前に連絡の上、閲覧日時の調整を行うこと。ただし、閲覧は、令和 7 年 7 月 7 日（月）から令和 7 年 7 月 22 日（火）までの 9 時～17 時とする。（土日祝日を除く）

1 6. 本提案説明書に関する連絡先

札幌市 建設局 土木部 雪対策室 計画課

（〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 8 階北側）

電話 011-211-2682 Fax 011-218-5141

※業務時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）8 時 45 分～17 時 15 分